

設立・開業一年後支援金のご案内

創業融資を受けた事業者に、融資開始から一年後に定額支援金を支給します。

支給額	対象融資名	支給額
	「創業支援資金」(鳥取県) …※ 1	◆法人の場合：250千円 ◆個人の場合：150千円
	「新創業融資」((株)日本政策金融公庫) …※ 2 ※「新規開業資金(女性、若者/シニア起業家支援関連)」の利用者(制度が変更された場合は、同等の制度の利用者)のみを対象	◆法人の場合：100千円 ◆個人の場合：50千円
対象要件	<p>本支援金の支給対象者は、次の要件を全て満たす者とする。</p> <p>①創業支援資金(※1)又は日本公庫新創業融資(※2)を受けるため金融機関と金銭消費貸借契約を締結した者。ただし、日本公庫新創業融資は「新規開業資金(女性、若者/シニア起業家支援関連)」の利用者(制度が変更された場合は、同等の制度の利用者)の方。</p> <p>②本支援金の申請日において、事業所を有して現に事業を1年以上実施するとともに、今後も事業を継続する意思を有し、次のいずれかに該当する者。</p> <p>ア 産業競争力強化法(平成25年法律第98号)に規定する認定創業支援等事業計画に記載された特定創業支援等事業による支援を受けたことについて鳥取県内市町村長の証明を受けた者</p> <p>イ 鳥取県内の各商工団体(各商工会議所、各商工会又は鳥取県中小企業団体中央会)の代表者が上記に準じる者として認められた者</p> <p>③令和4年4月1日以降における前号による融資総額(融資が複数ある場合はその合算額)が2,000千円以上で、かつ当該融資総額に係る融資期間(据置期間を含む。)が1年以上となる者。</p> <p>④前号の融資総額要件を満たす融資を受けた日から申請日までの間が1年以上あり、かつ申請日が前号の融資期間内にある者。</p> <p>⑤次のいずれかに該当する者でないこと。</p> <p>ア 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律(昭和23年法律第122号)第2条第1項に規定する風俗営業を営む者</p> <p>イ 暴力団(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号。以下「暴対法」という。)第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。)</p> <p>ウ 暴力団員(暴対法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。)</p> <p>エ 暴力団若しくは暴力団員の利益につながる活動を行い、又は暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有する者</p>	
募集時期	随時募集 ※本支援金の支給は、1事業者につき1回限り	
申請時期	対象要件の②に記載する融資を受けた日の1年後の同日から起算して6か月が経過する日までの間 (例) R4.4/1が融資日の場合⇒申請期間：R5.4/1～9/30まで	
	<p>◀まずは電子申請システムで事前登録を！▶ ※登録いただくと申請時期が来たらメールでお知らせします。 (とっとり電子申請サービス) ⇒「一年後支援金」で検索(QRコードはチラシ裏面の一番下参照) https://s-kantan.jp/pref-tottori-u/offer/offerList_initDisplay.action</p>	
申請書類	<p>以下の申請書と添付書類を産業未来創造課にご提出いただき、申請を行ってください。</p> <p>【すべての方】</p> <p>・設立・開業一年後支援金支給申請書(様式第1号(第7条関係))</p> <p><添付書類></p> <p>①融資に係る償還(計画)表、利息計算書、支払明細書等の写し等の金銭消費貸借契約を証明する書類</p> <p>②取引明細書又は通帳の写し等の金融機関へ利子又は元金を支払っていることが証明できる資料</p> <p>③市町村、商工団体による証明書等の「対象要件①」を満たすことが証明できる資料</p> <p>④ { 法人の場合は全部履歴事項証明書等、法人登記の証明書類の写し 個人事業主の場合は開業届の控えの写し</p> <p>【該当者のみ】</p> <p>⑥日本政策金融公庫「新創業融資」で申請する場合 日本公庫新創業融資を受けたことを証明する書類((株)日本政策金融公庫が発行)</p> <p>申請書類ダウンロード▶県HP https://www.pref.tottori.lg.jp/99747.htm</p>	



お問合せ先

鳥取県商工労働部 産業未来創造課 産業支援担当
電話：0857-26-7690 FAX:0857-26-8117
お問合わせ時間：午前8時30分～午後5時15分まで
(〒680-8570 鳥取県鳥取市東町1丁目220番地)

裏面のFAQも
ご確認ください。

FAQ

Q.県外在住ですが申請できますか？

県内に事業所を有し、事業を営んでいる方であれば、県外にお住まいでも申請できます。

Q.“特定創業支援等事業による支援”の証明書はどこで発行できますか？

各市町村、またはお近くの商工会議所、商工会にお問い合わせください。
鳥取県ホームページに商工会団体等のリンク一覧でご連絡先をご覧になれます。

※右記のQRコードを読み込んで可能

(とりネット) <https://www.pref.tottori.lg.jp/99452.htm>



Q.創業支援資金の融資対象者はどこで確認できますか？

鳥取県ホームページに詳しい内容を記載しています。または、お近くの商工会議所、商工会にお問い合わせください。※右記のQRコードを読み込んで可能

(とりネット) <https://www.pref.tottori.lg.jp/244761.htm>



Q.対象融資で複数の融資があり、合算すると200万円以上になる場合は、申請できますか？

可能です。申請期限は融資総額要件を満たす融資を受けた日から申請日までの間が1年以上ある場合に限りです。



Q.融資を受ける度に、何回でも申請はできますか？

1事業者につき1回限り申請ができます。

Q.スタートアップ応援補助金を活用していますが、設立・開業一年後支援金を申請できますか？

対象要件を満たせば、申請可能です。

Q.申請時期になったら連絡いただくことは可能ですか？

電子申請システムで登録いただければ、申請時期がきましたら連絡します。

※融資を受けた日から3か月以内をめぐにご登録をお願いします。

【とっとり電子申請サービス】

https://s-kantan.jp/pref-tottori-u/offer/offerList_detail.action?tempSeq=5889

